

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 2 年 4 月 1 日 (至) 令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 東雄福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	136,292,000	134,316,426	1,975,574	
		借入金利息補助金収入	50,000	36,806	13,194	
		経常経費寄附金収入	10,000	10,000	0	
		受取利息配当金収入	2,000	867	1,133	
		その他の収入	1,283,000	893,135	389,865	
		事業活動収入計(1)	137,637,000	135,257,234	2,379,766	
	支出	人件費支出	105,662,000	105,380,547	281,453	
		事業費支出	11,850,000	10,818,543	1,031,457	
		事務費支出	11,070,000	9,681,807	1,388,193	
		支払利息支出	100,000	73,613	26,387	
		その他の支出	700,000	519,500	180,500	
事業活動支出計(2)		129,382,000	126,474,010	2,907,990		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		8,255,000	8,783,224	△528,224		
施設整備等収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
		支出	設備資金借入金元金償還支出	3,804,000	3,804,000	0
	固定資産取得支出		2,100,000	2,068,980	31,020	
	施設整備等支出計(5)	5,904,000	5,872,980	31,020		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△5,904,000	△5,872,980	△31,020		
その他活動収支	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
		支出	積立資産支出	2,000,800	1,954,400	46,400
	その他の活動支出計(8)		2,000,800	1,954,400	46,400	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△2,000,800	△1,954,400	△46,400		
予備費支出(10)		0	—	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		350,200	955,844	△605,644		
前期末支払資金残高(12)		34,116,861	34,116,861	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		34,467,061	35,072,705	△605,644		

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 2 年 4 月 1 日 (至) 令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 東雄福祉会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	134,316,426	133,777,890	538,536
		経常経費寄附金収益	10,000	10,000	0
		その他の収益	294,925	665,568	△370,643
		サービス活動収益計(1)	134,621,351	134,453,458	167,893
	費用	人件費	106,755,947	95,246,338	11,509,609
		事業費	10,818,543	10,260,953	557,590
		事務費	9,681,807	9,980,622	△298,815
		減価償却費	12,198,565	12,622,692	△424,127
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△5,438,647	△5,438,647	0
		サービス活動費用計(2)	134,016,215	122,671,958	11,344,257
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		605,136	11,781,500	△11,176,364	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	36,806	52,746	△15,940
		受取利息配当金収益	867	758	109
		その他のサービス活動外収益	598,210	1,300,794	△702,584
		サービス活動外収益計(4)	635,883	1,354,298	△718,415
	費用	支払利息	73,613	105,492	△31,879
		その他のサービス活動外費用	519,500	540,900	△21,400
		サービス活動外費用計(5)	593,113	646,392	△53,279
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		42,770	707,906	△665,136
	経常増減差額(7)=(3)+(6)		647,906	12,489,406	△11,841,500
	特別増減	特別収益計(8)	0	0	0
特別費用計(9)		0	0	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		0	0	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		647,906	12,489,406	△11,841,500	
繰越活動増減差額	前期繰越活動増減差額(12)		35,360,067	36,870,661	△1,510,594
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		36,007,973	49,360,067	△13,352,094
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		1,000,000	14,000,000	△13,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		35,007,973	35,360,067	△352,094

法人単位貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 東雄福祉会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	42,927,811	40,845,639	2,082,172	流動負債	15,250,106	13,702,778	1,547,328
現金預金	32,221,363	23,158,831	9,062,532	事業未払金	508,724	535,410	△26,686
現金	84,608	108,976	△24,368	1年以内返済予定設備資金借入金	3,804,000	3,804,000	0
普通預金	32,136,755	23,049,855	9,086,900	未払費用	5,955,072	4,887,357	1,067,715
事業未収金	6,759,580	11,336,880	△4,577,300	預り金	0	0	0
未収金	63,678	352,981	△289,303	職員預り金	1,391,310	1,306,011	85,299
未収補助金	3,453,706	5,225,256	△1,771,550	職員預り金(健康保険)	319,890	305,044	14,846
立替金	241,484	327,811	△86,327	職員預り金(厚生年金)	538,020	508,004	30,016
前払費用	188,000	443,880	△255,880	職員預り金(雇用保険)	0	0	0
前払費用(支払資金)	188,000	443,880	△255,880	職員預り金(所得税)	136,400	164,163	△27,763
仮払金	0	0	0	職員預り金(住民税)	238,100	220,600	17,500
その他の流動資産	0	0	0	職員預り金(共助会掛金)	127,400	72,200	55,200
資金諸口	0	0	0	職員預り金(共助会会費)	0	0	0
				職員預り金(財形貯蓄)	20,000	20,000	0
				職員預り金(孫山会会費)	11,500	12,000	△500
				職員預り金(その他)	0	4,000	△4,000
				仮受金	0	0	0
				賞与引当金	3,591,000	3,170,000	421,000
				職員賞与	3,115,000	2,750,000	365,000
				法定福利費	476,000	420,000	56,000
固定資産	455,517,955	463,825,540	△8,307,585	固定負債	21,313,400	24,295,400	△2,982,000
基本財産	332,755,407	341,878,952	△9,123,545	設備資金借入金	13,948,000	17,752,000	△3,804,000
土地	184,464,930	184,464,930	0	退職給付引当金	7,365,400	6,543,400	822,000
建物	148,290,477	157,414,022	△9,123,545	県共済会退職給与引当金	7,365,400	6,543,400	822,000
建物(取得価額)	257,250,620	257,250,620	0	負債の部合計	36,563,506	37,998,178	△1,434,672
建物(減価償却累計額)	△108,960,143	△99,836,598	△9,123,545	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	122,762,548	121,946,588	815,960	基本金	276,342,485	276,342,485	0
土地	48,049,950	48,049,950	0	第一号基本金	270,773,600	270,773,600	0
構築物	4,866,848	6,082,503	△1,215,655	第三号基本金	5,568,885	5,568,885	0
構築物(取得価額)	35,236,771	35,236,771	0	国庫補助金等特別積立金	94,321,802	99,760,449	△5,438,647
構築物(減価償却累計額)	△30,369,923	△29,154,268	△1,215,655	その他の積立金	56,210,000	55,210,000	1,000,000
車両運搬具	2	2	0	人件費積立金	32,500,000	31,500,000	1,000,000
車両運搬具(取得価額)	275,800	275,800	0	保育所施設・設備整備積立金	23,710,000	23,710,000	0
車両運搬具(減価償却累計額)	△275,798	△275,798	0	次期繰越活動増減差額	35,007,973	35,360,067	△352,094
器具及び備品	6,173,147	5,758,333	414,814	(うち当期活動増減差額)	647,906	12,489,406	△11,841,500
器具及び備品(取得価額)	28,375,770	26,306,790	2,068,980				
器具及び備品(減価償却累計額)	△22,202,623	△20,548,457	△1,654,166				
ソフトウェア	97,201	302,400	△205,199				
ソフトウェア(取得価額)	4,439,000	4,439,000	0				
ソフトウェア(減価償却累計額)	△4,341,799	△4,136,600	△205,199				
退職給付引当資産	7,365,400	6,543,400	822,000				
人件費積立資産	32,500,000	31,500,000	1,000,000				
保育所施設・設備整備積立資産	23,710,000	23,710,000	0	純資産の部合計	461,882,260	466,673,001	△4,790,741
資産の部合計	498,445,766	504,671,179	△6,225,413	負債及び純資産の部合計	498,445,766	504,671,179	△6,225,413

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産及び無形固定資産—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—埼玉県社会福祉事業共助会の退職共済制度により計算した退職給付引当金を計上している
 - ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会の退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、公益事業を実施していないため省略
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点区分(社会福祉事業)
「本部拠点区分のためのサービス区分は設けていない」
 - イ まごやま保育園拠点区分(社会福祉事業)
「保育事業のためのサービス区分は設けていない」
 - ウ 収益事業区分(収益事業)
「収益事業のためのサービス区分は設けていない」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	184,464,930	0	0	184,464,930
建物	157,414,022	0	9,123,545	148,290,477
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	341,878,952	0	9,123,545	332,755,407

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金取崩し

まごやま保育園拠点区分において給食室暖冷房設備の故障による処分に伴い、国庫補助金等特別積立金110,200円を取崩し

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	184,464,930円
建物(基本財産)	148,290,477円
計	332,755,407円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	17,752,000円
計	17,752,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

貸借対照表参照

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,759,580	0	6,759,580
未収金	63,678	0	63,678
未収補助金	3,453,706	0	3,453,706
未収収益	0	0	0
合計	10,276,964	0	10,276,964

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	188,000	443,880
長期前払費用からの振替額	0	0
貸借対照表計上額	188,000	443,880

鴻指令第 9 号

埼玉県鴻巣市栄町7-24

社会福祉法人 東雄福社会



平成29年1月4日付けで申請のあった定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第2項で準用する同法第32条の規定により、申請のとおり認可します。

平成29年2月8日

鴻巣市長 原口 和久



社会福祉法人東雄福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人東雄福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県鴻巣市栄町7番24号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を7名以上10名以内置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会を終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印することとする。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と収益事業用財産、その他財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 埼玉県鴻巣市栄町81番3所在のまごやま保育園敷地
(1筆3,431.54平方メートル)
- (2) 埼玉県鴻巣市栄町81番地3所在の鉄骨造陸屋根2階建まごやま保育園園舎1棟
(645.97平方メートル)
- (3) 埼玉県鴻巣市栄町81番地3所在の鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺平家建まごやま保育園園舎1棟
(182.00平方メートル)
- (4) 埼玉県鴻巣市栄町81番地3所在の木造瓦葺平家建まごやま保育園園舎1棟
(98.76平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鴻巣市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鴻巣市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 東雄福祉会駐車場の設置経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鴻巣市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鴻巣市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人東雄福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	福島 常二
理事	石川 栄一
〃	高野 計二
〃	堀越 千代次
〃	保泉 利喜之助
〃	栗原 博
監事	市田 俊彦
〃	小林 昭一

附則

この定款は、昭和62年3月22日から施行する。
この定款は、平成10年7月24日から施行する。
この定款は、平成11年3月26日から施行する。
この定款は、平成19年2月15日から施行する。
この定款は、平成19年11月16日から施行する。
この定款は、平成21年3月2日から施行する。
この定款は、平成24年11月8日から施行する。
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

定 款 細 則

社会福祉法人 東雄福社会

平成29年4月1日施行

社会福祉法人東雄福祉会の定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人東雄福祉会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員

(評議員の改選時期)

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 成年被後見人又は被保佐人としての登記がされていない旨の証明書
- (3) 身分証明書
- (4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 在任する評議員を選任候補者として提案する場合は、前項第3号の規定は適用しない。

(就任承諾書の提出等)

第4条 評議員選任・解任委員会で評議員として選任された者は、ただちに就任承諾書を提出しなければならない。

2 就任承諾書が提出された場合は、前条第1項の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 前条第1項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、前条第1項の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任の提案をしようとするときの手続)

第6条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第7条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第8条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第3章 評議員会

(報告事項)

第9条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第10条 評議員会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項（議題）
- (3) 議案の概要
- (4) 定時評議員会の招集にあつては、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む）

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員会の運営)

第11条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。

2 評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第12条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
- (4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事<又は会計監査人>の意見等
- (5) 出席した評議員、理事又は監事<、監事又は会計監査人>の氏名又は名称

(6) 議長の氏名

(7) 議事録を作成した者の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。

4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第13条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 役員

(役員の変更)

第14条 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

(役員を選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第15条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

(1) 履歴書

(2) 成年被後見人又は被保佐人としての登記がされていない旨の証明書

(3) 身分証明書

(4) その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 在任する役員を選任候補者として提案する場合は、前項第3号の規定は適用しない。

(就任承諾書の提出等)

第16条 評議員会で役員として選任された者は、ただちに就任承諾書を提出しなければならない。

2 就任承諾書が提出された場合は、前条第1項の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 前条第1項の資料を徴した者のうち、役員(補欠を含む。)に選任されない者があった場合には、前条第1項の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第17条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任の提案をしようとするときの手続)

第19条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第20条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第21条 理事長は、役員を選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第22条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 事業計画、予算

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 事業報告、決算

(4) 定款の変更

(5) 社会福祉施設の許認可関係

(6) 施設長等の任免その他重要な人事

(7) 基本財産の取得・処分、担保提供等

(8) 金銭の借入

(9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更

(10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約

(11) 寄附金の募集に関する事項

(12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定

(13) 新たな事業の経営又は受託

(14) 社会福祉充実計画の策定

(15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案

(16) その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に関する事項

(報告事項)

第23条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 理事長〈及び業務執行理事〉の職務の執行の状況

- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第24条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第25条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。

- 2 理事会の決議(特別決議を除く。)において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第26条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 特別の利害関係を有する理事の氏名
- (5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
- (6) 出席した理事及び監事の氏名

<(7) 出席した会計監査人の氏名又は名称>

- (8) 議長の氏名
- (9) 議事録を作成した理事の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。

4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第27条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第6章 決算・監査

(資料の作成)

第28条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第29条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第30条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
 - (2) 監査の方法及びその内容
 - (3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - (4) 追記情報(会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象)
 - (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
 - (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
 - (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - (8) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(内部管理体制の整備)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
 - (9) 監査報告を作成した日
- (備え置き)

第31条 第28条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の2週間前の日から3年間従たる事務所に備え置くものとする。

(評議員への提供)

第32条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第33条 定款第18条の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

2 理事長が専決することのできる事項については、その一部を<業務執行理事又は>施設長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第34条 理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長<及び業務執行理事>の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2 業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

<別表1>

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く)
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 4 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
- 6 その他財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関すること
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く)
- 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 11 職員の昇給・昇格に関すること
- 12 各種証明書の交付に関すること
- 13 行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項は除く)

II 業務執行理事専決事項

(必要に応じて定める。)

III 施設長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 5 臨時職員の任免に関すること
- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること
- 8 収入(寄附金を除く)事務に関すること
- 9 利用者の日常の処遇に関すること
- 10 利用者の預り金の管理に関すること
- 11 行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項に限る)
- 12 その他定例又は軽易な事項

役員の報酬に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人東雄福社会定款第8条の規定に基づき、報酬の支給対象となる役員、報酬の額及びその支給方法。

(報酬の支給対象)

第2条 報酬は、評議員会・理事会に出席した役員（評議員・理事・監事・評議員選任解任委員が対象）にのみ支給するものとし、欠席した役員に就いては、支給しないものとする。

(報酬額と支給方法)

第3条 報酬額は、評議員会・理事会への出席毎に2,000円を現金にて支給する。

(報酬受領の証)

第4条 役員報酬を受領した役員は、評議員会・理事会毎に法人が作成する出席役員名簿に受領の証として押印するものとする。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

理事名簿

氏 名
福島 憲基
樋上 雅人
大久保 毅
近江千代子
塚越 秀夫 (新任)
梶田 美穂 (新任)

任期：2年、但し

保護者会会長の任期は1年

監事名簿 (重任)

氏 名
吉田 哲夫
市田 俊彦

任期：2年